

共 同 声 明
関電の大飯原発破砕帯調査・評価に異議あり

関電任せの調査ではなく、規制委員会の責任でトレンチ掘削等を行うべき

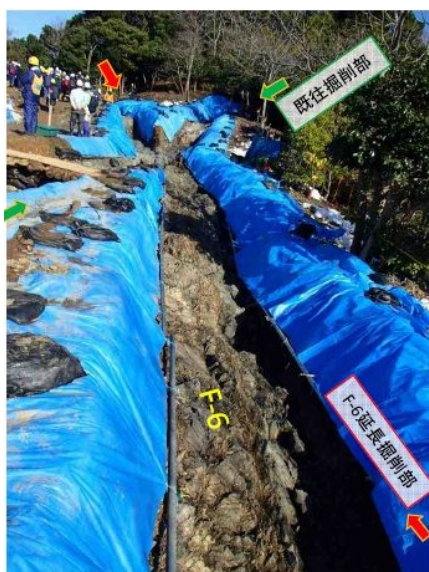
- ◇山頂トレンチの破砕帯は、新しい時期の活動を否定できない
新基準に照らし、安全側にたつて活断層と認めるべき
- ◇南側トレンチで見つかった破砕帯はF-6なのか？

大飯原発破砕帯調査は大詰めを迎えている。8月19日の第5回評価会合で関電は、新たに掘削した南側トレンチ東端で見つかった破砕帯をF-6と断定し、この破砕帯が23万年前の火山灰を含む地層に変位を与えていない等を根拠に、F-6は活断層ではないと主張した。さらに、会合の最後には、「破砕帯問題について結論が出なければ再稼働のための適合性審査が進まないので、早く結論を出してほしい」「宿題はやるが新しい質問は出ないということでもいいか。今回のものが最終ということでもいいか」と、早期に結論を出すよう恫喝まがいの発言を行った。

新たに掘削した南側トレンチの破砕帯については、評価会合の各委員とも活動時期が古いことを認め、12～13万年前以降に活動したものではないと判断している。新聞報道では、このことだけであたかも関電の主張が認められ、F-6破砕帯は活断層ではないと断定されたかのように報じられている。しかし、19日の第5回評価会合では、関電の主張に対して各委員から多くの疑問が出された。これは、関電のずさんな調査と自らに都合のいいデータだけを用いた結論に対し、委員達が納得していないということである。

8月19日の評価会合の議論等を踏まえ、以下に問題点を指摘する。

1. 南側トレンチの破砕帯と、山頂トレンチの破砕帯は同じF-6として評価できるのか？
山頂トレンチの破砕帯は、新しい時期の活動を否定できない。



写真①:山頂トレンチ延長掘削箇所 全景

関電は、南側トレンチの破砕帯と山頂トレンチの破砕帯の活動時期を同一のものとしている。これについて、複数の委員から疑問が出された。

「南側トレンチの破砕帯は完全に固結していた。他方、山頂トレンチで確認された破砕帯は『極めて軟弱な破砕帯』である」、そのため山頂トレンチで確認された破砕帯の「新しい時代の動きを否定できない」（渡辺満久委員）。

さらに、重松紀生委員は、断層面の運動方向の痕跡（条線）から、山頂トレンチの応力と南側トレンチの応力データが一致しないと指摘し、関電に対して山頂トレンチ破砕帯の活動時期を評価するよう求めた。

関電は、F-6破砕帯の活動時期をイ、ロ、ハと3つの時期に区分（ハが最も新しい）しているが、具体的な年代については一切特定していない。各委員からは、「イ、ロ、

ハの活動時期を特定すること」「山頂トレンチの破砕帯が古い時期のものといえるのか説明してほしい」等の意見が出され、次回の有識者会合までに関電が資料を出し、改めて議論することになった。

このように関電は、山頂トレンチ破砕帯の活動時期を示す具体的な証拠を何も示していない。安全側に評価すれば、山頂トレンチの破砕帯は新しい時期に活動したことを否定できないというのが現状である。

とりわけ、この山頂トレンチは、既に山頂部の岩盤が10m以上削られていたところに掘られたものであり、破砕帯の上に地層は存在しない。そのため、上部の地層に変位を与えているかどうかという地質構造学的に活動時期を特定することは困難である。しかし、非常用取水路（耐震設計Sクラス）は、この山頂トレンチ付近を通っており、この山頂トレンチの破砕帯の活動年代の特定は極めて重要である。「手で掘れる破砕帯」「極めて軟弱な破砕帯」という現地で確認された性状が最も重要視されるべきだ。仮に年代が特定できない場合は、新基準に即して判断されなければならない。

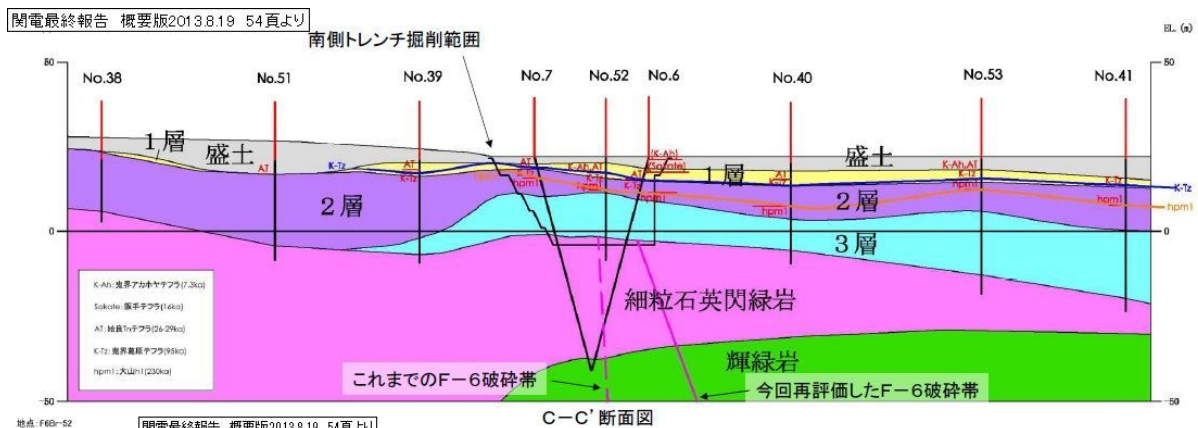
新基準では、12～13万年前以降の活動が確認できない場合の評価について、次のように述べている。

「後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。」（「設置許可基準規則」3条3項の解釈。下線は引用者）

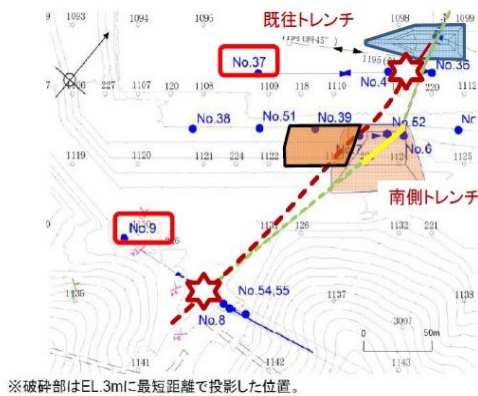
すなわち、「設置面」とはこの場合、非常用取水路が該当し、その延長部である山頂トレンチの「断層等の性状等」から安全側に判断するとすれば、やはり山頂トレンチの破砕帯が固結しておらず「極めて軟弱」とであるという性状を重視し、「将来活動する可能性のある断層等」と評価されるべきだ。

2. F-6の連続性について 南側トレンチ東端で見つかった破砕帯はF-6なのか？

関電は、南側トレンチの掘削にあたり、長さ70mのトレンチを掘れば、その真ん中にF-6が出てくるとして、原子力規制委員会の島崎委員長代理の300mのトレンチを掘るようにとの要求を退けた。しかし、関電の予想は外れ、実際にはトレンチの真ん中ではなく、東端に破砕帯が出てきた。関電はこれをF-6と称している。



これについて、島崎委員長代理は前回7月8日の第4回評価会合で「実際には逃がしてしまったわけですね」「今回、必ずこの中に入るといってボーリングをして、その中から、実はF-6が入っていなかったということを見ると、やはりさらに西側で逃がしている可能性も一応考えて、たとえ1本でもいいから、ボーリングを打っていただければ、非常に安心すると。それだけのことなんですけどね。」(第4回評価会合 議事録40・41頁)と南側トレンチの西側に破砕帯が存在しないのかを確認する必要性について述べていた。



8月19日渡辺委員資料

第5回評価会合では、複数の委員から、南側トレンチの西側を通って破砕帯が延びているのではないかと、F-6の連続性についても指摘がなされた。廣内委員、重松委員、渡辺委員の3名が、ボーリングNo.37で確認されている破砕帯がF-6の延長ではないのかと疑問を呈した。

廣内委員は、ボーリングNo.37で確認されている破砕帯は「西傾斜、走行も近い。規模の大きな破砕帯に連続する可能性はないのか?」と述べ、山頂トレンチの破砕帯が西傾斜であることから、F-6の走行が関電が示しているものとは異なる

のではないかと主張した。渡辺委員は、南側トレンチの西側付近を掘削すべきとこれまで求めてきたことを述べた。

このように、複数の委員が、関電が南側トレンチを70mしか掘削しなかったために、新たなF-6の走行が意図的なものではないのかと疑問を呈している。南側トレンチの西側を掘削し、そこで破砕帯が確認され、12~13万年前以降に活動したものと確認されれば、関電の結論とは全く違ったものになる。F-6の走行・連続性についても関電が追加で資料を出して回答するよう求められた。

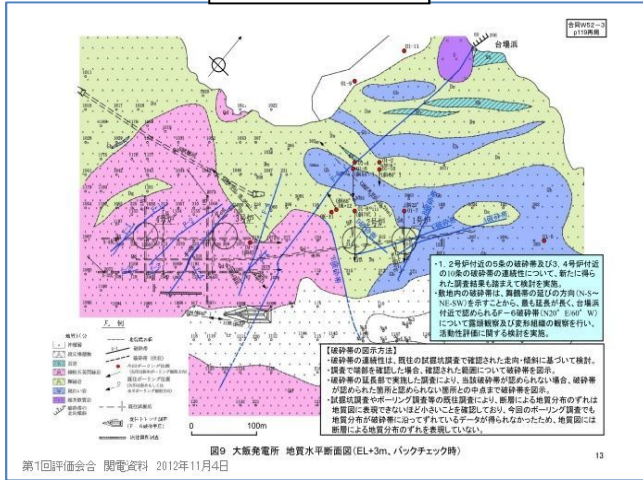
3. 関電が従来F-6としていたものと、「新たなF-6」は、走行や傾斜などが全く異なったものになっている。関電はその整合性をなんら示していない。

大飯3・4号機増設の設置変更許可申請時に関電が示したF-6と「新たなF-6」は、全く異なったものになっている。台場浜の破砕帯と山頂の破砕帯を切り離し、台場浜のズレは地すべりだとし、さらに断層の傾斜も変わってしまっている。

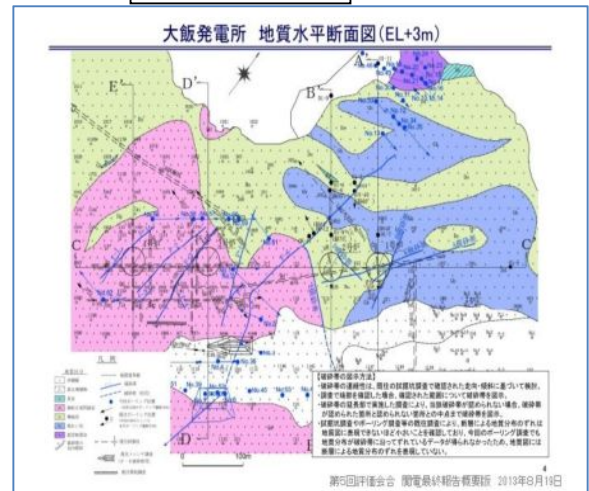
これについて廣内委員は過去の評価との整合性を示すよう強く求められている。第5回評価会合では「これまでF-6の認定根拠としていた資料が何だったのかを含めて、もう少し丁寧な説明が必要」と述べた。さらに7月8日の第4回会合でも「やっぱり当初のF-6というのがどういうふうと考えられたのかということ、一番初めの報告書を読んだんですけど、東傾斜ということを行っているのは、この既存トレンチでしたっけ、ここだけなんですよね。・・いずれもF-6を西傾斜の断層として認定しているんですよね。・・もともと西傾斜で考えていたものが、東傾斜の断層で今回は置きかえているというか、そちらのほうがより正しいということをおっしゃっているんですけども」と指摘している。

しかし関電は、旧F-6と新F-6の食い違いについて、未だ説明していない。このことは、設置許可当時の調査と今回の調査がいかんぞうさんなものであるかを示している。それは同時に、F-6に限らず、大飯原発敷地内にある他の破砕帯の信憑性にも関係してくる問題だ。

従来のF-6



新たなF-6



4. 関電任せの調査では限界。規制委員会の責任でトレンチ掘削等を行うべき

以上のように、第5回評価会合では、関電の過去の調査がずさんであり、新たな調査も300mのトレンチを掘るように求められながら70mと短くしてしまい、自らに都合のいいデータだけでF-6は活断層ではないと強引に結論づけている関電の姿勢に大きな問題があることが浮き彫りとなった。山頂トレンチの破碎帯の活動年代、南側トレンチの西側に破碎帯が存在する可能性等からして、安全側に立てば、耐震Sクラスの非常用取水路の下を通る破碎帯は、「将来活動する可能性のある断層等」と判断されるべきである。

とりわけ規制委員会の責任は重大だ。調査範囲等を関電任せにしている現状では、F-6破碎帯の真の姿を浮かび上がらせることはできない。島崎委員長代理が当初求めたように、また多くの委員が懸念を表明している南側トレンチ西側の掘削などを実施すべきである。その上で、慎重な調査と評価が行われるべきだ。

2013年8月24日

グリーン・アクション

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL: 075-701-7223 FAX: 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581

おおい原発止めよう裁判の会（連絡先 美浜の会気付け）

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

東京都新宿区下宮比町 3-12 明成ビル 302 TEL:03-5225-7213 FAX:03-5225-7214

国際環境 NGO FoE Japan

東京都豊島区池袋 3-30-22-203 TEL:03-6907-7217 FAX:03-6907-7219

原子力規制を監視する市民の会

東京都新宿区下宮比町 3-12 明成ビル 302 TEL:03-5225-7213 FAX:03-5225-7214